



4福農第199号
令和4年5月31日

福津市監査委員 灘谷 和徳 様
福津市監査委員 榎本 博 様

福津市長 原崎 智仁
(地域振興部農林水産課)



令和3年度定例監査措置状況通知書

地方自治法第199条第9項の規定により報告された、令和3年度定例監査の結果において、指摘事項となっていたものについては別紙のとおり措置を講じたので、その内容を同条第14項の規定に基づき通知いたします。

定例監査の結果に基づく措置状況について (通知)

(農林水産課)

定例監査実施日：令和4年3月17日

監査対象年度：令和2年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 水産施設に係る使用料徴収事務について プレジャーボート等の係留施設に係る水産施設使用料の徴収事務において、調定の遅延や滞納者への納付催告、滞納整理事務に不備な点が見受けられた。 よって、事務処理マニュアルの作成をはじめ、施設管理受託業者との情報共有を図りながら、調定・収納事務等の適正化に努められたい。</p>	<p>(1) 水産施設に係る使用料徴収事務について</p> <p>①年間スケジュール及び滞納整理の流れについて 今まで、小型船舶係留施設に関する事務の流れをスケジュール化していませんでした。そのため、いつ何をすべきかを把握しにくく、事務処理の遅延が発生しやすい状況であったことから、今回、新たに年間スケジュールと処理フロー図を作成しました。 まずはこの形で運用しながら、必要に応じて随時追加し、令和4年度末までに完成形とします。</p> <p>②滞納整理簿の見直し 従来滞納整理簿の見直しを行い、簡便で対応履歴が見やすくなるように様式を修正しました。</p> <p>③全体の改善 今後の利用者へ送付する案内文書に、滞納があれば利用許可をしない旨の文言を盛り込むなどして、新たな滞納を生み出さないように注意喚起を行いました。 滞納については、滞納額が少ないうちに、少額訴訟等を活用し整理します。 また、現在、違法に係留を続けている者に対しては、撤去命令等を行うための裁判も視野に入れ、私債権としての処理を進めて行きます。</p>